



令和5年第9回総会

会 議 録

期 日 令和5年8月29日  
場 所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

# 令和5年第9回枕崎市農業委員会総会

## 会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和5年8月29日（火）

### 2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	4 2	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	4 3	あっせん譲受等候補者名簿への新規登載について
4	4 4	農地法第3条許可申請について
5	4 5	農地法第5条許可申請について
6	4 6	農用地利用集積計画の調整について
7	4 7	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し (案) に対する意見書について

### 3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
8月29日	午前9時	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第7号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	天達範隆	農業委員
	2番	今給黎龍浪	農業委員
	3番	水野正子	農業委員
	4番	篠原正	農業委員
	5番	畑野真人	農業委員
	6番	園田和寛	農業委員
	7番	原田克子	農業委員
	8番	眞茅文男	農業委員
	9番	白澤千恵子	農業委員
会長代理	10番	俵積田広昭	農業委員
	11番	中原敬彦	農地利用最適化推進委員
	12番	俵積田正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	白澤敦行	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 永江靖博  
農地係長 前原光博  
農地係参事補 新屋敷嘉一

午前 9 時 00 分 開会

議長 令和 5 年第 9 回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員 14 名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。6 番園田委員，7 番原田委員をお願いいたします。

日程第 1 号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

次に、日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 資料の訂正をお願いします。

資料 1 ページ整理番号 38 の所有者の欄ですが、川野重明を宮原益男に修正をお願いします。

説明に入ります。

日程第 2 号議案第 4 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。1 ページをご覧ください。

大字，字，地番，地目，面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号 37 号から 41 号までの合意解約は、利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん，利用権設定をする者〇〇〇〇さんで解約面積は畑が 6 筆，8,345 m<sup>2</sup>合計 6 筆 8,345 m<sup>2</sup>です。

以上農地法第 18 条第 6 項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。以上，説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので，質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について，整理番号 37 号から整理番号 41 号については，説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって，議案第 4 2 号は，同意することに決定いたしました。

次に、日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第3号議案第43号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載について説明いたします。2ページをご覧ください。

最初に、名簿登録番号田中地区2号、〇〇〇〇さんは経営形態甘しょ・施設野菜・花きで、オクラ、キク、ユリの栽培をおこなう複合経営です。南さつま市の両親ともに、畑作をおこなっており、経営面積は140aです。農業労働力は3名です。

以上は、担い手育成総合支援協議会の農業経営改善計画認定審査会において、計画書が認定されたことに伴い、あっせん譲受け等候補者名簿に新規登載しようとするものです。以上、説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載については、承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第43号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第4号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 議案の訂正をお願いいたします。

9ページの下の方の「地域調和」の欄がございますが、その真ん中あたりに、北側は田でとなっておりますが、田ではなく畑でございます。訂正をお願いいたします。

今月の農地法第3条の許可申請は2件で所有権の移転に関する申請です。

整理番号25号の申請地は、

桜山町〇〇番，田，539㎡

桜山本町〇〇番，畑，186㎡

東鹿籠〇〇番〇，畑，1,251㎡

東鹿籠〇〇番〇，畑，447㎡

合計2,423㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん，無職，73歳，横浜市にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん，農業，64歳，桜山本町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与，譲受人の受贈ということでもあります。

申請地については5～8ページに掲載してあります。

申請地桜山町〇〇番はパチンコニューヨークより東側〇〇mに位置します。

申請地桜山本町〇〇番は小園公民館より南側〇〇mに位置します。

申請地東鹿籠〇〇番〇は基盤整備記念碑より北側〇〇mに位置します。

申請地東鹿籠〇〇番〇は桜ファームより南東側〇〇mに位置します。

整理番号26号の申請地は、

道野町〇〇番, 畑, 769 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は, 〇〇〇〇さん, 無職, 87歳, 中央町にお住まいです。

譲受人は, 〇〇〇〇さん, 農業, 67歳, 立神北町にお住まいです。

譲渡事由は, 相手方の要望, 譲受人の規模拡大ということであります。

申請地については10ページに掲載してあります。

申請地は道野公民館より北東側〇〇mに位置します。

整理番号25～26号においては, いづれも, 調査書にあるとおり, 農地法第3条第2項各号には該当せず, また, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係などをみても問題ないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上, 説明を終わります。

議長 次に, 調査員から, 現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番豪25号について, 今給黎委員をお願いします。

2番 (今給黎委員) 整理番号25号について報告いたします。

8月11日に譲受人, 〇〇〇〇さんの立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲渡人は譲受人の兄で無償譲渡されるものです。申請人は農家で稲作15aと野菜を50a栽培しています。

譲受人は, 小園集落に居住し稲作と, 野菜を栽培しています。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地の桜山町〇〇番は, 40年位前から譲渡人が水稻を作付けしています。東側が保全管理された水田, 西側は製材所の後で雑種地, 南側と北側は田で荒廃地となっています。

取得後は, 継続して水稻の栽培を行うことから, 問題のない申請ではないかと思われま

す。申請地の桜山本町〇〇番は, 40年位前から譲渡人が家庭用の野菜を作付けしています。

東側が畑, 西側は畑で荒廃地, 南側は国道225号で北側は畑となっています。

取得後は, 継続して野菜栽培を行うことから, 問題のない申請ではないかと思われま

す。申請地の東鹿籠〇〇番〇は, 40年位前から譲渡人が甘藷を作付けしています。東側が水路, 西側は市道, 南側は畑で茶園, 北側も畑で野菜畑となっています。

取得後は, 継続して甘藷栽培を行うことから, 問題のない申請ではないかと思われま

申請地の東鹿籠〇〇番〇は、40年位前から譲渡人が甘藷を作付けしています。東側は本人が耕作する畑、西側は畑で荒廃地、南側は畑、北側は公衆用道路となっています。

取得後は、継続して甘藷栽培を行うことから、問題のない申請ではないかと思われま

す。

以上報告を終わります。

議長 整理番号26号について、有村委員お願いします。

13番（有村委員）整理番号26号について報告いたします。

8月11日に譲受人〇〇〇〇さん立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は道野集落出身で、立神北町に居住し、兄弟で、農業をされています。今回の畑は、35、6年位前基盤整備された周辺部の畑にあたり、所有者が集落外のためか、ツゲの木が植えられています。年1回、下草は刈り、管理されていたそうです。

位置関係は事務局のとおりです。

東側は高土手で2筆の畑があり、1枚は耕作されている畑、もう1枚は遊休農地となっています。西側は水路を挟んで市道、南側は譲受人の宅地、北側は畑で、保全管理されております。

権利取得後は、ツゲの木の伐根をし、野菜畑として使用することです。

本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま

す。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

5番（畑野委員）25号の調査員からの説明の中で、40年位前から譲渡人がということ  
で言われましたけど、これは譲受人じゃないんですか。

2番（今給黎委員）譲受人は〇〇〇〇さん、譲渡人は〇〇〇〇さん。

5番（畑野委員）だから譲渡人ではなくて譲受人ではないですかね。譲渡人は横浜に住  
んでいらっしゃるんでしょう。

議長 説明書が全部譲渡人になっている。譲渡人を譲受人に。

4ページの一番下の欄、すべて譲渡人を譲受人が40年前から耕作している  
ということで訂正を。

8番（眞茅委員）本人がよく分かってないようだけど。

2番（今給黎委員）場所は分かってるんですけど中身まで記憶していませんでした。

議長 他にございませんか。

8番（眞茅委員）整理番号25号で説明がありましたが、譲受人が64歳とありましたが、  
議案には71歳と書いてあります。

事務局 71歳の間違いでございます。

議長 他にございませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農地法第3条許可申請の整理番号25号及び26号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第44号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第5号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は2件で、所有権の移転に関する申請が2件です

整理番号13号の申請地は板敷南町〇〇番、畑、308㎡です。

譲受人は合同会社〇〇代表社員〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は農業用倉庫・駐車場です。

申請事由は、「申請地を取得して、農業用倉庫・駐車場として利用するため。」とのことです。

申請地は、13ページに掲載してあります。

農地の区分はJRさつま板敷駅より南側〇〇mに位置しており、300m以内農地に該当するため第3種農地と判断します。

転用目的は、農業用倉庫・駐車場で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は308㎡で問題のないものと思われます。

建物の高さは4.26mの平屋建て、境界より1.0m控えて建築し、日照通風等支障を及ぼさない計画です。

整理番号14号の申請地は中央町〇〇番、畑、194㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は貸駐車場です。

申請事由は、「申請地を取得して、貸駐車場として利用するため。」とのことです。

申請地は、15ページに掲載してあります。

深浦グラウンドより西側〇〇mに位置します。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種中高層住居専用地域の用途指定がされており第3種農地と判断します。

転用目的は貸駐車場で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は194㎡で問題のないものと思われます。

以上で説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。  
整理番号13号について、今給黎委員をお願いします。

2番（今給黎委員）整理番号13号について報告をします

8月17日、篠原農業委員、俵積田正康推進委員、事務局、新屋敷さんと、  
〇〇行政書士、立会いの下、現地調査をしました。

申請地は、事務局説明の通りです。

申請地の東側は市道と不耕作の畑、西側と北側は甘藷畑、南側は不耕作の畑  
です。

境界には土羽で盛土をし、西側から最大で1.2mの盛土をして、東側、市道  
の側溝に雨水や、倉庫からの排水は処理する計画です。

西側の畑へ雨水が流入しないように留意するよう指導しました。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請では  
ないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 次に、整理番号14号について、篠原委員をお願いします。

4番（篠原委員）整理番号14号について報告をします

8月17日、今給黎委員、白澤敦行推進委員、事務局、新屋敷さんと、譲受  
人、〇〇〇〇さん立会いの下、現地調査をしました。

申請地は、事務局説明の通りです。

申請地の東側と西側は宅地、南側は畑、北側は道です。

境界の東側、南側にはブロック積、西側は宅地のコンクリート塀になってお  
ります。

申請地は道路より低くなっており、貸駐車場にするため、盛土を行い、表面  
には鉄鋼スラグを敷きます。

雨水については、自然流下されます。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請では  
ないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

8番（眞茅委員）整理番号13号は前回保留になった一件でありまして、今回も俵積田  
推進委員が現地調査を行ってますので、俵積田委員からもちょっと納得したか  
どうか意見をいただきたいところであります。

12番（俵積田正康委員）私も同行しまして、〇〇行政書士さんが今回はいまして、ま  
ず計画が最初の計画とは全然話が違う内容で、本人も理解しておりました。

今回は〇〇さん、あと建設業者の〇〇かな、その人たちと話をして、内容を  
まとめて、今回報告をしてくれました。

最初ないとすればまず盛土というものもなかったし、最初はなんとなく枠をし  
てすすめる予定でありましたけど、今回は水がどうしても西側の畑に流れると

ということで、流れないように 1.2mから 1.3mくらいの盛土をして、東側に水路がありますから、そちらの方に流し込むという方向で進めていました。

また、もう一つのほうもですね、今回は縮小しております。

理由は盛土の方に結構お金がかかるといった内容でもありましたし、その方が理解できました。

以上です。

8番（眞茅委員）ありがとうございます。

議長 他にございませんか。

7番（原田委員）これだけの広さで建物と駐車場ができるんですかね。建物の面積は。

2番（今給黎委員）聞いたところではですね、そこで大々的にするんじゃないかととりあえずやってみて、どれほどの広さにしたらいいかと本人も迷ってるようで、仮に今それだけでやってみようという形みたいです。

8番（眞茅委員）申請書自体には建物の面積とかそういうのはあがってきてるわけですよ。それを教えてもらいたい。

事務局 建物の面積は 49.68 m<sup>2</sup>になります。

8番（眞茅委員）どこらへんに建てられるの。建物の位置。

事務局 この対象地の地籍図の、上下は真ん中あたりで、左右は左側から 1m離して建てます。

8番（眞茅委員）わかりました。

議長 他にございませんか。

8番（眞茅委員）14号なんですけども、聞いていいのかわかりませんが、誰に対して貸すための駐車場とかそういうことがあるんですか。

それとまた、雨水はもう自然流下させると、道路の方に流させるんですか。この対策とかしなかったんですか。

4番（篠原委員）それは鉄鋼スラグを敷いて道路に流れたらですね。

8番（眞茅委員）流れるんですけども、道路とか直接流れ出すように施工するわけですか。なんか柵かなんか一回入れて、それから道路に流すとかそういう資料とかそういうのはないんですか。

2番（今給黎委員）周辺は建物がありまして、よう壁をして、そこに入るんですけど、市道ともちょっと若干下げて鉄鋼スラグをかなり入れるんで、地下に浸透するんじゃないかということで理解していますけど。

事務局 基本的には盛土をしてですね、傾斜をつけて道路の方に流すということでございました。

8番（眞茅委員）そしたらその前に道路に流す前に一回直接流れ出さないように集水柵みたいなものを作って下さいと、そういう指導はしなかったんですかということです。

事務局 集水柵については指摘はしませんでした。

1 4 番（白澤敦行委員）私も一緒に調査をしたんですけども、周辺に宅地があるんですが、周辺の宅地もすべて道路に流している状況と、その下の方に枕崎市の用悪水路、大きいものが存在していたので、問題ないかなと判断しました。

8 番（眞茅委員）はい、わかりました。

あともう一つ、貸駐車場とありますがどこらへんに貸し出す予定なのかそこから辺はわからないんですか。

事務局 ○○さんにですね、その質問はしたところでございますが、具体的には答えていただけなかったもので、それ以上は言いませんでした。

以上です。

議長 事務局でも問題なくて、こういう質問もくるだろうなということで確認してたんですが、そこまで誰に対してかという答えが相手にもないのかなということでありました。

2 番（今給黎委員）そのときもまだ今からという感じだったですね。まだ誰というのは決まってないんじゃないですか。駐車場にして、それからということじゃないかと。

議長 さっきの水の問題は、深浦グラウンドのあそこの大きな水路に道路からそのまま流れるということで、他の宅地もそういうふうに行っているということで。

他にございませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 5 号農地法第 5 条許可申請の整理番号 1 3 号及び 1 4 号の 2 件については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第 4 5 号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第 6 号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第 6 号議案第 4 6 号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

1 の利用権設定関係ですが、16 ページをご覧ください。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号 1 1 0 号から 1 1 8 号まで利用権設定を受ける者 ○○○○ さん外 8 名、利用権設定をする者 ○○○○ さん外 18 名で設定面積は、畑が 18 筆 18,416 m<sup>2</sup> 樹園地が 3 筆 6,253 m<sup>2</sup> 合計 21 筆で 24,669 m<sup>2</sup> です。

以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。これで説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号110-1号から118号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

よって、議案第46号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。なお、議案第46号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

次に、日程第7号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し(案)に対する意見書についてを議題といたします。議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第7号議案第47号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し(案)に対する意見書について説明いたします。

資料は17ページをごらんください。

基本構想見直し(案)につきましては、お手元の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」のとおりです。

変更については、赤字で着色されております。

地域計画の設定、農地の集約化等を進めるため、基盤強化法等の改正が令和5年4月1日から施行されました。

それに伴い、枕崎市が定める基本構想において、「農業を担う者の確保・育成」、「農用地の効率的かつ総合的な利用」に関する記載事項等が追加されており、見直し(案)として、本市から意見聴取されております。

農業委員会としましては、議案書に記載のとおり、基本構想の見直し案については「特に問題はないものと思われる。」として意見書を回答しようとするものです。

以上、説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第7号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し(案)に対する意見書については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第46号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前 9 時 37 分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 天 達 範 隆

会議録署名委員 園 田 和 寛

会議録署名委員 原 田 克 子